



2026年4月22日

各 位

会 社 名 スローガン株式会社
代表者名 代表取締役社長 仁平 理斗
(コード番号：9253 東証グロース)
問合せ先 取締役副社長 北川 裕憲
(TEL 03-6434-9754)

監査等委員会設置会社への移行に伴う役員報酬制度の改定 及び譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、会社法第370条及び当社定款の規定に基づく取締役会の書面決議により、2026年5月27日開催予定の第21回定時株主総会（以下「本株主総会」という。）において、監査等委員会設置会社への移行に伴う定款の一部変更が承認されることを条件として、役員報酬制度の改定及び譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」という。）の導入について、本株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度導入の目的及び背景

(1) 「循環経営」の自己実践に向けたガバナンス体制の進化と報酬体系の再構築

当社は、2026年4月7日付「経営方針の策定及びミッションの再定義に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、当社独自の経営パラダイム（世界をどう捉えるかという前提意思・思考のレンズ）である「循環経営」の自己実践・自己体現を加速させ、再定義したミッション「人の可能性を引き出し、豊かな未来をともにつくる。」を自ら体現する組織へと進化するフェーズにあります。

「循環経営」とは、一人ひとりの内発的動機という「主観」を、組織の営業利益という「客観」的な財務価値へと昇華させ、それらを統合・循環させる経営のあり方です。この挑戦を実効性あるものにするため、当社は、本株主総会における承認を条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することを決定いたしました。詳細は、2026年4月7日付公表「監査等委員会設置会社への移行及び役員人事に関するお知らせ」及び本日公表の「監査等委員会設置会社への移行に伴う定款の一部変更に関するお知らせ」をご参照ください。

本移行に伴い、取締役会は、重要な業務執行の決定権限を適正に委任することで意思決定を迅速化させるとともに、個別の執行承認から「循環経営」の実践プロセスの監督や長期的な企業価値創造の議論をより深めていきます。こうした経営体制の進化に合わせ、役員報酬体系についても、当社の持続的な企業価値向上を支え、新体制の監督機能の実効性を高めるための設計へと再構築するものであります。

(2) 監督機能の質的担保と株主の皆様との一層の価値共有

当社が「循環経営」を深化させていくにあたり、取締役一人ひとりが高い専門性を背景にしつつも、組織と共にしなやかに自己を変容させ続ける挑戦を止めず、その成果を確実に株主価値へと結実させていくことが不可欠であると考えております。

本制度は、社外取締役（監査等委員である取締役を含む。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えることにより、こうした自己変容を伴う挑戦を後押しすることで、「循環経営」を監査・監督する役割を最大限発揮し、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的としております。

2. 役員報酬額の改定及び本制度の内容

当社は、本株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件、監査等委員である取締役の報酬額設定の件、及び本制度に係る報酬決定の件をそれぞれ付議する予定であり、本移行後の各報酬枠を以下のとおり設定いたします。

(1) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）

金銭報酬	年額150百万円（うち、社外取締役分については30百万円以内）
株式報酬	年額10百万円以内（金銭報酬枠とは別枠）
本制度の対象取締役	社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）
上限株式数	普通株式 年20,000株以内

(2) 監査等委員である取締役

金銭報酬	年額50百万円
株式報酬	年額10百万円以内（金銭報酬枠とは別枠）
本制度の対象取締役	社外取締役（監査等委員である取締役）
上限株式数	普通株式 年20,000株以内

3. 本制度（譲渡制限付株式報酬制度）の概要

対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年2万株以内とします。ただし、当社の発行済株式総数が、株式の併合または株式の分割（株式無償割当てを含む。）によって増減した場合は、上限数はその比率に応じて調整されるものとします。1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。

これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた当社普通株式（以下、「本割当株式」という。）の発行又は処分から3年間、又は対象取締役が当社又は当社の子会社の取締役その他の役職等の地位を退任した日から1年を経過する日のいずれか遅い日までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下、「譲渡制限」という。）。

(2) 譲渡制限の解除

対象取締役が譲渡制限期間のうち、当社の取締役会があらかじめ定める勤務期間（以下「任期」という。）が満了するまで、継続して当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員の地位（以下「役職等の地位」という。）のいずれかの地位にあったことを条件として、譲渡制限期間の満了時において、本割当株式の全部について譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が当該譲渡制限期間が満了する前に、任期満了、死亡、その他当社の取締役会が正当と認める理由により当社又は当社の子会社の役職等の地位を退任又は退職した場合には、在職期間に応じて、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整する。

(3) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限期間の満了時において、譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部について当然に無償で取得する。また、対象取締役が正当な理由なく自己都合で退任した場合、法令に違反した場合、当社の定める規程に違反した場合、競業避止義務違反等その他の本割当契約に定める事項に該当した場合には、当社は本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に

関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日を含む月から当該組織再編等の承認日を含む月までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式数について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

4. 導入の条件

本制度の導入は、本株主総会において、本移行に係る定款変更、並びに上記報酬決議に係る各議案が原案どおり承認可決されることを条件としております。

以 上